

第 12 節 放射性物質への対応

1 概要

本市では、市民や観光で本市に来られる方々に安心してマリンスポーツ等を楽しんでいただくため、海水及び引地川河口の河川水の放射性物質濃度の測定と砂浜上の空間放射線量の測定を行っています。

令和 4 年度における各放射性核種（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137）の放射性物質濃度の測定については、7 月・8 月は、毎月 2 回、片瀬海岸東浜・同西浜・鵜沼海岸・辻堂海岸の各海水浴場の海水及び引地川河口の河川水を測定し、4～6 月・9 月～3 月は、毎月 1 回、片瀬海岸西浜の海水及び引地川河口の河川水を測定しました。

次に、砂浜上の空間放射線量（高さ 1 m、50cm、1cm）については、7 月・8 月に、毎月 1 回片瀬海岸東浜、同西浜、鵜沼海岸（引地川河口付近）及び辻堂海岸において測定し、4～6 月・9 月～3 月は、毎月 1 回片瀬海岸西浜・鵜沼海岸（引地川河口付近）及び辻堂海岸において測定しました。

2 測定結果

海水及び河川水の各放射性核種の放射性物質濃度測定結果は、全地点において定量限界値未満（不検出）であり、環境省が定めた指針値を下回っていました。

各海岸の砂浜上の空間放射線量は、全地点で 1 時間当たり 0.022～0.045 マイクロシーベルトでした。

これは、福島第一原子力発電所の事故による追加の被ばく量である 1 年当たり 1 マイクロシーベルトとされる 1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト及び本市独自の基準値である 1 時間当たりの放射線量の 0.19 マイクロシーベルトを下回っていました。

【参考】

「定量限界値」とは、定量検知が可能な最低濃度のことで、「不検出」とは、放射能の濃度が定量限界値に満たない（定量できない）ことを表します。

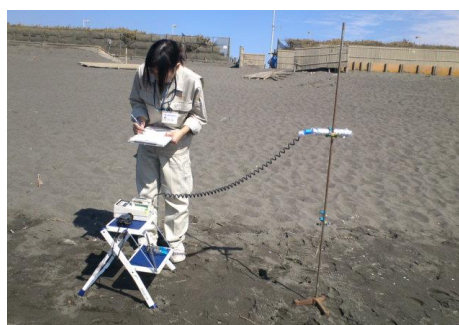
- ・ 放射性核種の定量限界値：各核種で概ね 0.5Bq/kg
- ・ 環境省が示した『水浴場の放射性物質に関する指針について（平成 24 年 6 月 8 日）』

〈水浴場の放射性物質に係る水質の目安〉

放射性セシウム（放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計）が 10Bq/L 以下



■ 放射線量計



■ 海岸での測定の様子